

の生育帳を確認させた。

また一部地域には医師や知識人によって墮胎、生児殺しの悪弊の啓蒙が行われた。中でも日野郡二部宿の足羽泰順、純享の「勸善小箋」という啓蒙書による民衆指導は特記すべきことであつた。

明治新政府になって墮胎薬禁止、墮胎禁止令が出されたが、鳥取県内で墮胎が私的に行われなくなったのは日清、日露の戦後の富国強兵策のため、官憲による酷しい取締りが行われる時代になってからである。

(鳥取県・開業)

梶原性全と中條流の腔坐薬、 その獨創性について

藏方宏昌

腔の中に薬物を挿入して治療する方法を記載した医書に、戸田旭山が著した『中條流産科全書』(宝暦元年)がある。この中の「中條流別録口伝薬方」には、

○握薬ノ方 当皈(五分) 紅花(三分) 丁子(二分) 藍玉

(二分) 良香(二分) 牡丹皮(二分) 右調合

○(六分大) 是程ニシテ絹ニ包ミ手ノ内ニ入レ置テヨ

シ

血塊古血ナドハ本味用テ後可レ指モシ下リカネバニツ
モ三ツモ入レ替テヨシ 下ル物ハ白キ物モ赤キ物モアル也

○同サシ薬ノ方 (古血下シトモ又子クサリ薬トモ云 懷胎ノ
女ニ用ユルコト勿レ)

檳榔子(五分) 粉ニシテ薄荷ノ煎ジ汁少々 丸ジテ水

銀(少) 右ノ丸薬ノサキニサシ付 大サ〇(四分大) 是程

ニシテ産門ニ押し入レテ一時バカリ置キナリ

懐胎ノ時は指すベカラズ 一トサシニテ子ハ腐ずリズン

〱ニ成リ下ルヅ

と書かれていて、梶完次はこの記載を「従来の医書に全然記述のなかった『腔内へ薬品挿入』を試みた一事である」と述べ、腔坐薬は中條流の創始であるとして評価した。

しかし、腔坐薬については既に梶原性全が『頓医抄』(嘉元二年)に記しているので、梶の評価は訂正を要する。

『頓医抄』卷二十九の「婦人陰冷方論第十一」に

一方婦人ノ子宮冷 陰冷タルヲ治ス

蛇床子四両 呉茱萸六両 麝香二朱

右細末シテ煉罨ニテ〱是程ニ作テ綿ニ裹テ陰中ニ入

テ置テ悪物下リ卒愈

と記し、卷三十の「求子方論第一」⁽³⁾では

婦人ノ子宮冷 無子ヲ治ス

麝香二分 皂莢 皮ト実トヲ去テサヤ

川椒炒テ出汁

一両二分

右煉罨ニテ〱是程ニ丸メ綿ニ裹テ陰ノ中ニ可入一

日一度ツゞ可替 久シテ有効

と述べていて、中條流が子宮や腔に溜っている古血や血塊を下すのに用いているが、性全は子宮や腔・外陰部が冷えている(循環不全)のを治すのに用いている。坐薬の形は中條流は丸剤であるが、性全の方は長楕円形や搗粉木形すりこぎであり現代の剤形と似ている。

腔坐薬に関して性全の方と中條流の方とを比較すると、腔内へ薬品を挿入するという以外は類似点が見出せない。おそらく、中條流の腔坐薬の治療法には『頓医抄』の影響はなく、独自に発明したものと思われる。しかし、性全と中條流の腔坐薬やこの治療法の原点が中国の医書にあるのかどうか、検討が必要である。

註

- (1) 富士川游ら『日本産科叢書』(復刻版) 思文閣 昭和四六年 二八頁 ルビは梶完次「明治前日本産婦人科史」に
より補足。
- (2) 梶完次「明治前日本産婦人科史」(『明治前日本医学史』第四卷) 日本学術振興会 一九六四 一〇九頁
- (3) 写本。慶応義塾大学・富士川文庫。

(順天堂大学医史学研究室)